

(第一類 第十号)

衆議院第一回國会運輸委員會

議  
錄  
第  
九  
号

二十七

参考人出頭要求に關する判例

たとえ物語

この監理委員会の出しました、恐らくP R版だ  
と思いますが、この六ページにも「国鉄監理委員  
会の任務」について述べられており、法律に記

提出第七〇号)  
陸運に関する件

○福澤委員長 これより会議を開きます。  
陸運、海運、航空及び日本国有鉄道の経営に関する件等について調査を進めます。  
この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

について、本日、日本道路公団理事北村照喜君、本州四国連絡公団理事高山昭君及び住宅・都市整備公団理事中川友夫君を参考人として出席を求めて、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福家委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

卷之三

○福家委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。富塚三夫君。

わけ國鐵改革に対する対応について御質問をいた  
へ二、三、四、五、六。

したいと思ひます。  
まず第一に、ごく最近ですが、国鉄監理委員会  
がこういうパンフレットを実は出されたわけで

す。「もう走り出しています。「国鉄改革」号」というふうなパンフレットを出されています。国鉄

再建監理委員会というのはどういう役割を持つのかという点で、改めて問題点をはつきりさせる必要があるだろうという観点に立って質問をいたしました。

第一類第十号 運輸委員会議録第九号 昭和五十九年五月九日

昭和五十九年五月九日

そういう大変に国民的な大きな課題というものを解決していくためには、やはり広く国民の理解と協力というものが必要であろう、こういう判断のもとに、客観的な現在の状況というのをまとめて広く配布をした、こういうことでござります。

○富塚委員 少なくとも監理委員会というは、國民の側に立つて、公正でなければならぬし、同時に、偏見や私情などを捨てて、公正に國鉄の改革の展望を示す、検討する、そして来年の八月ですか、政府に答申をするという任務であると私どもは理解するのですが、どうもこの「改革号」の中を見ましても、いわゆる監理委員会側の解説というのは独自の見解をもつて具体的に國民にPRされようとしている。例えばこの七ページ、八ページにもあるのですが、「経営管理の適正化」や「事業分野の整理」あるいは「営業収支の改善および債務増大の抑制」などということを既に五十八年八月に總理大臣に緊急提言をした、しかも、増大する國鉄の赤字は次のような病状になつているという点で、輸送構造の変化の対応に立ちおくれたことや、貨物輸送、地方交通線の効率部門の赤字、職場規律の乱れや生産性の低下、巨額な設備投資などのために云々などということをここに言つておるわけです。その前提として、いわゆる輸送構造の変化に國鉄が十分対応できなかつたということの中で、親方日の丸的な經營に陥つてしまつた、そういうことをきちっと位置づけをしておられるのですが、だれが、どういう責任のものにこういうふうな見解になつておられるのかといふことの問題を、監理委員会の側が何か一方的に解釈をして、そして再建という問題はこういうところから來っているから、監理委員会はよつてこのような方向をとらざるを得ないというふうな、いわば分割・民営化の道筋を打ち立てていかなければならないような必然性の問題を、改めてなぜこそここでPRをしなければならないのかといふことの問題提起をしておられる、一方的に理解をしている、こういうものにつけて広く配布をした、こういうことでござります。

○林(淳)政府委員 監理委員会といたしましては、昨年の八月に緊急提言を出しまして、それから九月以降この四月にわたるまで各方面からいろいろな御意見を承つたり、それからさらには監理委員会独自でいろいろなデータ分析をいたしまして、國鉄の諸問題について相当詳細な勉強をしております。

その過程におきまして、今日こういう状態に陥つた基本的な背景をいたしましては、輸送構造の大大きな変化があつた。その大きな変化に対して國鉄が対応し得なかつた。國鉄が対応しなかつたというのではなくて、國鉄が対応できなかつた。そのためなかつた原因は一体何であるかということについて、いろいろ詳細に分析をしてみた結果、それはいろいろな制度上の諸制約はあつた。さらにはいろいろな外部からの干渉もあつた。そういうことの結果として國鉄が責任ある經營が必ずしもできなかつた。そういうところから現在の効率性を阻害するような事態というものが招かれたのではないか、言うならば、そういう複合的な要因といふものが重なつて現在の状態といふものがあらわれてきたのではないか、こういうふうな認識を、大体監理委員会としては各委員の頭の中には一致して持たれているという現状でございます。したがつて、そういう状況というものを今回のパンフレットにはそのまま記載をしたということです。

さざいります。

○富澤委員 お尋ねしますが、五十八年八月に内閣総理大臣に緊急提言をした各分野の問題、完全にこのことが実施されるならば國鉄経営は再建できると監理委員会は考えておられるのですか、どうですか。

○林(淳)政府委員 國鉄の現在抱えております問題

題というのは非常に多岐にわたっております。現在の国鉄経営の経営内容そのものの問題、そのほかに長期債務等の問題、いろいろな問題がございます。したがいまして、国鉄の事業再建を図るためにあらゆる問題を総合して抜本的な改革、解決をしなければならないという認識でございまして、したがつてそれ至上るまで一定の期間が必要であるべきでござりますので、その間も経営が刻々と悪化をしておる。そういう状況ができるだけ食いとめるためにいわゆる緊急措置というものが必要である、こういう位置づけでござります。

したがつて、昨年八月の緊急提言と申しますのは、いわばその抜本的な改革に至るまでの緊急的な措置といふものでございまして、これが達成されたから直ちに国鉄がそれで再建できるというわけではないというふうに考えておるわけでござります。

○高塚委員 監理委員会についてはまた後で御質問いたします。

けさの日経新聞を見ましたら、運輸省は独自に国鉄累積債務の処理方法について考えたい、チームを組んで八月にも要素をつくりたい。つまり来年度の予算編成の概算要求を出す八月をめどに審査をまとめたい、政務次官を中心に入検討に入つておる。この中で、細田運輸大臣は、監理委員会にすべてを任せせるのではなくて、監督官厅としての考え方を監理委員会に積極的に示したいという立場を立てているということが言われておるのでありますけれども、このようなことを運輸省として考えられておられるのかどうか、お尋ねをします。

○細田国務大臣 国鉄の長期債務の処理の問題は、何をするにしましても解決の非常に困難な最大の問題であることは間違いないと私は思つております。この問題をどうするかということを解決しないと、極端なことを言えば大きな解決の方針は何も出せない、こう申していくと思うのですござります。

この問題については、法律の中にも明らかになつておりますようだ、監理委員会で御検討いただ

き、監理委員会の意見を述べてもらうことはない、おわかれでござります。しかしながら、監理委員会といいましても五人と少数の事務局がおられるだけございまして、実際問題としては運輸省なり、私は国鉄もしかりと思つておるわけでもあります、少なくとも我々運輸省の側は、監理委員会がいろいろな判断をなさるのに、我々の立場から考えましてこういうふうな状況になつておる、こうする方法がある、これは単数でないかもしません、複数であるかもしれません、こういう選択肢がある、しかしこういう中から選ばなければならぬのじやないかといふようなことを、我々が責任ある官庁としまして監理委員会と十分な連絡をとることが妥当である、かように考えておるのでございまして、監理委員会と独立してどんなん進行させるという考え方ではないのでござります。これは法律がそういうふうになつておりますので、監理委員会と密接不可分といいましょうか、表裏一体と申しましようか、そういう関係において我々の方で研究をしようということで、プロジェクトチームをつくって、政務次官を長とするチームで検討を開始したばかりのところでございます。そういう意味でござります。

下がつてきているということ、これはまた収入が減るということにもつながりますが、一方要員の効率化ということでことも進められまして、その面ではかなり経営的に改善をされるということもございます。それらを新しい時点に立ちまして再検討するということで、昨年の秋、ころからいろいろな作業を進めておつたわけでございますが、大体各方面との御了解もできたということで、今申し上げたような再建計画の変更ということを提案するということにしたわけでございます。これは御承知のとおり法律的に運輸大臣に申請をいたして御認可をいただくということでございますが、そういう処理をしていきたいということでおざいます。

○高塚委員 監理委員会は既に内閣総理大臣に緊急提言をして、また閣議決定をして十項目の推進

をしており、これが経営再建の課題であるといふことに問題提起をされているわけですね。しかも

一方では、運輸大臣も言われているように、監理委員会の審議する動向と相まって所管行政官庁で

ある運輸省も問題提起をしなければならない。總裁も言われたように、国鉄は国鉄当局自身として

の経営改善をしなければならないという問題です

が、問題がはつきりしないのは、監理委員会は一

体何をしようとしているのか、何の任務でやろう

としているのか。運輸大臣はチームをつくってそ

れなりの問題提起をしたい。何を提起しようし

ているのか。国鉄当局としては何を監理委員会に

問題提起しよう、考え方としているのか。そこを来

しているような中で歯車が回っていくことに、私

は重大な懸念を持つのであります。本来なら監理委員長に出席していただければ——いずれこれは

参議院の側と相談してお願いしなければならないと思ひますけれども、そのところは、監理委員会は何か五人の方のこういう経験を連ねてPRをして、一生懸命やっています、国民、協力してくれ、これだけで一体そんなに簡単に国鉄問題、いくのですか。その前に既に提言なりそれを受けての政府の態度、国鉄当局の態度というものがある

るな答申の内容につきましても、私どもは監督官庁として国有鉄道のことをよく知つておるわけで

は、国鉄総裁としては、必ずしも分割・民営を前提として経営改善計画を打ち出しているものではございません。

○議場委員　いやふうに私どもは理解をいたしております。ちょっととどこが、国鉄当局が責任

れは、もちろんそういう現象面を書いたわけでござりますけれども、その裏にはその経営上の制約

○高塚委員　国鉄総裁としても、監理委員会の言  
うに思つておるわけでござります。

ないといふことは考えていいのです。  
○仁杉説明員 今度出しましたのは、五十六年に  
決定いたしました経営改善計画についての変更で

のか 経営者が責任なのか、運営者が責任のか、国民が責任なのか。ただ客觀情勢がそういうものではないと思うのですね。

とが外音からの干渉とかあるいは経営責任がその結果として不明確になつたとかということの結果として、先ほど申しましたように国鉄に関係する

うように分割・民営を前提とした検討に入つていい。あるいは運輸大臣は法律できらんと確認をしたものだから当然そういう方向を前提として、累積赤字の処理の問題も大事な課題としてまず検討したい、こう言つているのですが、国鉄統裁とし

申上げましたが、それより先の問題に関しては、今申しますが、いろいろ勉強をいたしておられます。その中で、もちろん臨調なりあるいは監理委員会の御意見もあると思います。こういうことを否定するものではございませんが、国鉄として

○林(淳)政府委員 これは監理委員会の中での基本的問題を明確にしないと今後の問題は進んでいかないと思うのですか、どうなんですか。このところをはつきり言ってください。

あらゆる分野の人たちに基本的に基本的には責任があるん  
じやなかろうか、こういう分析のもとにこれから  
の国鉄の経営の再建というものを考えていかなければ  
いいかねだろう。こういう認識でございます。  
○ 坂口委員 そんなことでは納得できないので、

でもそういう考え方にして、経営改善計画を打ち出そうとしているのかどうか、そういう点をお聞かせいただきたいと思います。

ては国鉄の立場でいろいろ作業をし、それらにつけて監理委員会にも運輸省にも意見を申し上げるというふうにしてまいりたいと思っております。○富塚委員 監理委員会の基本的な認識として、先ほど言いましたように、ますます増大する国鉄

いろいろな議論の過程でござりますけれども、当  
者である国鉄の労使あるいは政府、国会、地  
方官吏、労働者、資本家、新聞記者など、國  
民といふように國鉄に關係するいろいろな部  
門が、そういう意味で複合的な責任ではないかと  
いう問題についての責任があるんではなか  
れ。

ような法律体系になつてゐることはよく承知しておりますが、三十万余という職員がおるという立場に立ちますと、必ずしも分割・民営化ということを前提として事をするというような立場だけではないというふうに私は考えております。

しかし、その前に国鉄といたしましては、今お話を出ました長期債務その他のいろいろな問題点

の赤字、根本的な病気を治さなければいけない、昭和三十年代以降高度成長期を通じていわゆるモータリゼーションの発達などに有効な対応ができるなかつた国鉄公社、あるいは国鉄は親万円の丸いな経営に陥つたと明確に書いているのですが、こうなつた責任の所在はだれにあるのか、どこにあるのかということをまずはつきりしないとの問題

うのが監理委員会の議論の過程での議論でござります。

○富塚委員 そんなばかなことはないと思うで、少なくとも公式なこういうPR文書をつけて、国民の側に問題点を提起するには責任の所在は明確にして提起すべきである。私はそう思ふんです。そのところが、関係する人がみんな

とか、こういうふうに思われるとか、一般のマスコミの風潮みたいな形の中で問題を出して——結局は行政の責任は運輸大臣であり、国鉄当局である、私はそう思いますよ。しかし、現実の問題にはいろいろな関係者が皆、国民も責任がある、だから累積赤字も国民の問題だ、こんなふうになつたら、一体政治とは何かということを問われるこ

がございまますが、これらについて今後どうしていくかということ、それをやらなければいけないななどいろいろ考えておりまして、これがきちんといたしませんと、分割・民営と言つてもなかなか経営基盤が確立しないという問題がありま

題は進んでいかないとと思うのですが、その点はどういうふうに監理委員会は考えておられるのか。

だみたいなもの、そんな政治がありますか。そんな国会があるんですか。私はそのところを監理委員等の見解を求めるなどを申し上げてみたいと思います。今答えていただけるならば確かな答えを出していただきたいと思います。

は明  
めく  
とになる私です。きょうはここのこと  
ろの質問はそれ以上は保留いたしますから、ひと  
つせひお取り計らいをいただきたい。  
次に、国鉄当局にお尋ねいたしますけれども、  
「経営改善計画の変更(案)」について、きょうの

す。そういう点で運輸大臣などがおつしやる一つの問題としては、長期債務といふ問題もございましょうし、またそのほかの施策等につきましても、国鉄としてはいろいろなことを今勉強いたしておりますが、それらにつきまして監理委員会にもよく意見は申し上げるということで、最終的に監理委員会が御判断になると思ひますけれども、我々としては我々の立場からきちんとしたことを監理委員会に申し上げ、反映していくよう努めましてまいりたいというのが国鉄統裁としての立場でございます。

ます。国鉄がそれに対して的確に対応し得なかつた、ではそのし得なかつたのはなぜかといふことについては、これはやはり制度的な諸制約があつたということ、あるいはいろいろな意味での外部からの介入あるいは干渉があつたということ、これらの結果として国鉄自身も経営責任が非常に不明確になつていつたということ、そういうことからいろいろな事態が生じて現在の事態を招いたということであらうかと思ひます。したがいまして、そういう諸般の要因というものが複雑に複合化して現在の状態を招いた、すなわちその原因ある

○林(淳) 政府委員 このパンフレットに書いた  
四ページでございますけれども、なぜ国鉄は時  
の変化に対応できなかつたのかということにつ  
まして、国鉄が公社であるために経営上いろい  
な制約があつた、それから外部からの干渉を多  
やすい状態にあつた、その結果として経営責任  
不明確になつていわゆる親方日の丸の経営に陥  
たというふうなこと、さらにはそういうことの  
果としていろいろ年金負担の問題あるいは借  
金の利子負担の問題、こういうふうな問題を  
累積をしてきて、それで現在の重体に陥つた、

代に於ては、既に労働組合には説明があつたと聞いていますが、基本的に、なぜ経営改善計画を変更する気になつたのかという問題なんですね。先ほど総裁からの説明で、今までの経営計画を改善する必要性が生まれた、という国有鉄道の立場の判断に立つた。何か非常に歯切れが悪いのです。情勢の変化といふものは何か監理委員会の審議の動向、検討の動向と相まって我々も考えなければならぬみたいな感じになつてゐるわけですが、それとも、その点は改めてもう一回明確に、監理委員会のそういう審議の趨勢と相まってやつたの

○富塚委員 そういたしますと、国鉄当局として

いは要因といふものは複合的なものである、こう

ういうふうに分析しているわけでございます。

こ  
かどうか、その点をはつきりしていただきたい。

○竹内説明員　経営改善計画の変更につきましては、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の第四条に「日本国有鉄道は、毎事業年度、経営改善計画の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とあります。日本国有鉄道は、経営改善計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。」と現在定められております。

先ほど来總裁が申しましたように、輸送量が非常に落ち込んできている、特に貨物の輸送量が激減をしてきているという状況で、国鉄の経営規模がいろいろな面でかなり変化を生じてきているわけでございます。これらの変化に対応し、一方では、この経営改善計画は六十年度におきまして健全経営の基盤を確立するということで六十年度という時点を区切りまして一つの決めをいたしておるわけでござります。そういたしますと、その中でいわゆる幹線系の收支というものは一体どういうことになるのか、それから一般営業損益で益金が出せるのか、一体どうなるのかという点についてこの国会でもいろいろ御質問がございました。それに對して私どもは、これは近々内容となる諸数値がかなり大きく変化をするのでぜひ改定をいたしたいということでもつたわけでございまして、その趣旨で今回この変更をお願い申し上げるということになつたわけでございまして、これはあくまでも現在の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づきましての措置であると考えております。

ただ、先ほど監理委員会の方からもお話をございましたように、監理委員会の設置法におきましてこの経営改善計画の変更をいたす場合には運輸大臣は監理委員会にこれを付議するということになつておるわけでございまして、その意味での監理委員会とのかわり合いはあるわけでございます。それからもう一点この経営改善計画の変更に当たまつては、昨年八月に出ました監理委員会の緊急措置事項につきまして国鉄としてもこれ

を受けとめて、これを実現に移すべく努力も行  
ておるわけですがいまして、それらの内容もあ  
せてこの中に盛り込んでいるということです。

うのですけれども、これは検討するということです  
いいでしよう。

二番目「業務運営の能率化」ということで、十二  
年度までに三十五五万人体制をとるということ  
やつてきた。しかし、今後は業務運営等の合理化  
策に全力を擧げて私鉄並み生産性を目指して業  
務運営全般にわたる能率化を進める。当然六十年  
度も新採を停止して三十二五万人体制をとりたい。  
私鉄並みの生産性対比の基準とは、また概念とい  
うのは一体どんなふうに考えられているのか、考  
るいはこの新規採用の停止や合理化促進で人員の  
整理だけをねらいとしているような枠組みだけを  
考え出したのか、そこらをはつきりしていただき  
たいと思います。

○竹内説明員 私鉄並みの生産性という点につき  
ましては、指標といったしましてかなりいろいろな  
指標がござります。全般的な指標もござりますけ  
ども、指標がござります。

いふるのとおりで、この件は、大変な問題でござりますけれども、これがどういう状況になるのが当面望ましいかということで、この数値を計算したわけではあります。それに対しまして、六十年度の時点では、かなり要員規模が当初計画を上回つたとして、も、なおかつ当初計画の段階にいくぶんにまだ若干差があるというのが現実の姿ではないかと考えております。

○高塚委員 横は重大な問題が潜んでおると思うのですね。

れとも、それぞれ各ナントナートはおもむかず比較する所もあるわけでございまして、これらは比較する所ということにつきましては事情もかなりいろいろなりますし、なかなか簡単には比較ができないとおもふります。ただ、全般といたしまして、私鉄の運営に当たりまして私ども聞き得る範囲内の数値では国鉄との間にかなり差があるということは一般的に言えることではないかといふことで、同じ業種である私鉄の生産性というものを指していく必要があるのでなかなかろうかとうふうに私どもは考えております。

ただ、これを直ちに国鉄の要員規模とどう結びつけるのかということにつきましては、業務の実態もいろいろ違うわけでござりますので問題がある。したがつて、国鉄の要員規模イコール現在の段階で私鉄の生産性、私鉄の要員規模といふのは必ずしも結びつかないのではないかと思ひます。

ただ、経営改善計画を、現計画をつくります阶段で、私ども、一つは営業收入に対する人件費率が一体どんな状態になつてゐるのか、あるいは職員一人当たりの輸送量、国鉄の場合は人トンキ

そういうことで表示をいたしてござりますけれども、これがどういう状況になるのが当面望ましいかということで、この数値を計算したわけではあります。それに対しまして、六十年度の時点では、かなり要員規模が当初計画を上回ったとしても、なおかつ当初計画の段階にいくのにまだ若干差があるというものが現実の姿ではないかと考えております。

○高塚委員 僕は重大な問題が潜んでおると思うのですね。

〔浜野委員長代理退席、委員長着席〕

私鉄並みの生産性対比——合理化計画があるにしても、私鉄並みの生産性対比という問題はそんなに簡単に国有鉄道を担当する経営者が打ち出していい性格のものかどうか、私は物すごく疑問を持つのであります。私鉄と国鉄がそんなに同一視して見られなければならないだろうか。なるほど社会的な通念や概念では、マスコミが言うように私鉄は働いて国鉄は働くがよくな、一般論としては問題があるかもしれません。私は、荷物の人も来ないんだからぶらぶらしている以外にないというのが基本的考え方ですけれども、結局、私鉄と対比をするという問題はそう簡単に国鉄の経営者ができるべき問題じゃないと私は思うのですけれども、今、例えば営業収入に対比するコストとかいろいろなことを言われるけれども、そんなことでは國有鉄道がこれから再建できると思つてはいるのかどうか、これは總裁、いかがですか。

○仁杉説明員 私鉄並みという言葉は監理委員会等でもいろいろ使われておる言葉でござります。それで、私どもも、鉄道運営という、企業体としての運営という考え方から言えば、一つの指標であるということは考えられることだと思います。ただ、それを今の国鉄の中にどう取り組んでくるかということについてはいろいろ考えてみなければならぬということについては参考にすべきものであるだ、一つの指標としては参考にすべきものであるというふうに思つております。

○高塚委員 ですから、結局一つの目標、指標と

しては私鉄を参考にする、私は当然あつていいと思います。しかし、私鉄並みの生産性という問題を考えるなんということは大いに問題があるだろう。これは今後の問題になると思いますけれども、指摘をしておきたいと思います。

それから、その三番目にある「収入の確保」の中で、いわゆる運賃制度は他の運輸機関との競合の関係、収支の状況、物価動向を考慮しつつ適切に対応したい。全国一律運賃制度の是正、これは今回なされたわけですから、結局、運賃制度見直しといつたってそう簡単なものではない。関連事業収入が千億を上回る。この経営改善期間中、五千億と見ておきたいと思いますが、本当にこの千億を上回るように収支改善をしたいといふ、これはちっぽけな土地の売却みたいなことを考えてやられるような感じが出ておきたいわけです。私はずっと一読しますと、三十二万人に人を減らすこと、何か土地を売つて千億もうけること、これがこの改善計画の内容になつておきたいというふうに理解していいですか。

○竹内説明員 今回の変更に当たつては、その二点以外にもいろいろな面におきまして新しい施策をオンさせまして、その目標に到達したいということを考えておるわけでございまして、それだけが変更点であるということではないというふうに思ひます。

○富塚委員 結局、監理委員会の側の新たな国鉄の経営形態の分割、民営化を目指す検討、しかしながらもならない累積赤字という問題、それを少しでも減らしていくこうと考えようとする国鉄の立場といふことの問題が出ておるのであるけれども、これはどうなんでしょう、運輸大臣、もつと真剣に、深刻に中身を吟味して、そして労使の協力を得て、国民の理解と協力を得てやつていくところ、土地を売つてもうけたい。何かちぐはぐなことを

ついで、今御指摘のようでは、私は、眞の再建などはどう

かといふことは、先ほど国鉄から答弁がありまし

たように、五十五年の法律の方でもし変更が著し

いものがあつたら出せ、そして去年の法律では、これを運輸大臣が認可するときには監理委員会に話

せ、こうしたことになつておる。そして結びつきがつくつてあるわけですね。

○細田国務大臣 昨年、法律ができますときに、五十五年につくつた特別措置法があるわけですね。五十五年につくつた特別措置法と、去年つくった措置法との関係は一体どうなんだということを明確にしないと、今のような混乱に陥つておるようになります。

これは、基本的には、昨年つくつた法律で、監理委員会で基本的な問題をやつてもらうのだ、さつき申し上げたように、そのほか、それまでの間

にやらなければならぬことについて、監理大臣にいる

ことですから、それまでは何をするのだといふの

で、前の法律を生かしてそのまま続けておるといふところに、おっしゃるような矛盾撞着のように見える。また、ある程度の矛盾撞着があるかもしません。これは国会で御審議願つたわけでござりますから。それはそういう格好をしておると思

うのですが、それがこの二段構えになりました。それで臨時に置かれているもので、それでやめる

と言つておるのですね。したがつて、監理委員会

は、いつ出すかわかりませんけれども、六十二年まで期間があるのでございまして、恐らくある

時期にはその基本的な解決の案が出るだろうと

思うのです。その前に出さなければいけぬ、なく

なるよりも相当程度前にお出しにならなければ

かぬだらうと思うのです。

そうすると、それではそれまでは経営改善をし

ないのか。五十五年の法律はどうなるのだ。出て

くるのをただ待つておるのか。それではいかぬの

だ。だから五十五年の特別措置法の線はそのまま

続けてやつていくのだ。しかし、そこで民営、分

割といったようなものが出てくれば、経営改善計

画といふものは、一応途中で中断されるというか、

大きな変更を受けるということになるわけですが

いますね。そういう格好をしておるところに、ち

たいというふうに思います。

それで、時間の関係がありますから、国鉄……

(細田国務大臣「答弁」と呼ぶ)

○富塚委員 では決意表明をしてください。

○細田国務大臣 今おっしゃつておる、大きな責

任が政治にあるということは、これは認めざるを

得ないと思います。しかし、政治だけが責任か、政府だけが責任か、自民党が責任か。これはそ

じやない。じゃあ労働組合の、要するに国鉄の労使関係はうまくいったか、従業員は十分働いたか

していると思うのでございまして、矛盾はしてないのですが、その根本的なものがすぐ出てこない

ものですから、それまでは何をするのだといふの

で、前法律を生かしてそのまま続けておるといふところに、おっしゃるような矛盾撞着のように見える。また、ある程度の矛盾撞着があるかもしません。これは国会で御審議願つたわけでござりますから。それはそういう格好をしておると思

うのですが、それがこの二段構えになりました。それで臨時に置かれているもので、それでやめる

と言つておるのですね。したがつて、監理委員会

をして、累積赤字は来年度は何か二十兆円になつて、六十五年度は三十兆円に膨れ上がる。国民

が負担をしなければどうにもならない。国鉄は国民の財産だ。何をやつてもどうにもならないで、

じゃ行き分割だ、民営化をやればそれはうまくいくのかなんという問題は、論理的に言つたつ

て、実際的に見つつ通用せぬでしよう。努力を

してみると、三十二万人に人を減らす、千億稼いで

みると言つてみたつて、そんな簡単なものではない

い。だから、やつぱり責任は運輸大臣であり、国

鉄当局なんだから、もちろん細田さんや仁杉さん

がしたとは思ひませんが、今日までこうきたとい

うのはそういうことの責任なんだから、やつぱり

國の運輸行政を預かる責任者がもつと大変的な見

地に立つて、監理委員会も含め、国鉄当局も含

め、労使も含め、国民も含めて、もつとこれから

の展望を明確に打ち出していかないと大変なこと

になりますせぬかということを私は申し上げておき

ます。そういう仕事をしておる分野でのいろいろな問題もあるでしよう。しかし、根本はやはり

自民党内閣で運輸行政をずっとこの間進めてき

て、モータリゼーションの発達に伴う有効な対応

ができないかった責任は、政府が責任を持つべき  
しよう。そのところだけははつきりした上で  
なお問題のあるところは是正をしていくといふら  
が筋であると私は思うのです。私は……（細田國  
務大臣「答弁」と呼ぶ）時間の関係がありますよ  
う答弁はいいですから、問題は、大臣……（細田國  
務大臣「言いつ放しじゃ困る」と呼ぶ）もつ  
あなたのイニシアチブによつて監理委員会にもせ  
言をして、国鉄当局からも意見を聞いて、積極的  
に次の改革という問題を打ち出していく姿勢にな  
たないと大変になりますから、そのところを審  
査討を求めていたい。私は要請しておきます。  
○福家委員長 富塚委員に申し上げます。  
あなたたちは答弁は必要ないとおっしゃいますが、  
運輸大臣は非常に闘志を燃やして、答弁するそ

○細田國務大臣 言いつ放しでは困りますので、  
ちょっと簡単にお答えしておきます。

政治的な責任というものは、中身の事情はいろいろあるとも、やはり政府が負うべきであるということについては、非常に広い意味での政治理性任というものはある。それから、第一の所管官である運輸省、運輸大臣、歴代の運輸相ですね、政府一体でございますから、運輸相が從来の責任を最終的に負わなければならぬということです。監理委員会の答申が出たって、監理委員会は行政機関じございませんから、政府が最終的な責任は負わなければならぬ。だから、十分な意見も申し上げて、監理委員会が我々の意見も十分考えたものを出していただきたいことを望んでおる。

じゃあ、なぜ監理委員会ができるかというと、これは、国鉄の問題は大き過ぎて運輸省だけで、運輸大臣の諮問機関程度のものではどうにもならない。大蔵省の方の御協力も得なければならぬ。それで内閣に監理委員会を置かれた。しかし、だからといって運輸大臣の責任が軽くなるものじゃありません。運輸大臣が国有鉄道の責任者ですから。

○監査委員」の「経営改善計画の変更（案）」の中で、「合理化施策の展開と退職者数の推移との関係で発生することとなる所要員と現在員との不均衡については、有効な対策を早急に検討しなければならない」と言っている。現在いわゆる過剰人員というのは二万三千人ぐらいいおるのではないか。国鉄に働く労働者にすると非常に深刻な雇用問題であります。あるいは管理者で退職される方の再就職も実は大変な問題を抱えていいる、こういうふうに思います。

何回かこの委員会でも質問したのですが、依然として国鉄当局の本社と組合間では、まだこの扱いについて話し合いが成立していない。一体経営者はどう考へておられる。あるいは監査委員は

トに出向するとか、あるいは東鉄に全部過員を集め  
めて養成をするとか、いろいろなうわさは聞きました。  
されども、一体有効な対応というのはどういう  
ふうに考えようとしているのか。門鉄地本などに  
見るよう、タコ部屋に入れて全部部衆つぱ服を着  
せる。首をつないでおって、毎日何か営業成績を  
上げるための訓練をするとか、そんな非人道的な  
ことを依然としてなされているわけですからどうぞ  
も、経営者としてはこの問題にもつと積極的に取  
り組むべきだと思いますが、その点はどうです  
か。

○太田説明員 お尋ねは二点あるかと存じます  
ので、分けてお答え申し上げたいと思います。

まず最初の、余剰人員にかかる本社・本部の  
団体交渉ないしは話し合いの進捗状況いかんとい  
うことかと存じますが、これにつきましては、結  
論からいいますと、ただいま協議を継続しております。

もう少しあがのぼりまして流れを申し上げます  
と、三月時点にいろいろな話が始まりました、も  
ちろんその前もいろいろございましたが、かなり  
まとまった形で問題提起があつたのが三月時点で  
ございまして、まず、その時点での問題の提起の

仕方は、労使の交渉事でござりますからいろいろなやりとりはしておりますが、デテールは省略させていただきましてかいつまんで申し上げますと、余剰人員が発生していること、そのこと自体が労働条件である、こういうスタンスでの指摘が組合側からありましたので、私どもは、それは当方は意見が異なる、余剰人員そのもの、総論として、その事柄を抽象的に労働条件と言うのはなしでない、余剰人員があること、発生していることに伴つていろいろな問題が生じ得るので、そのことを具体的に提起してもらいたい、そのことについて本社、本部でなじむものであれば中央でやるし、地方でなじむものであれば地方でやりましょう、まあ仕分けですね、そういうことが必要であろうというような論議を交わしまして、第一段階

統じて第一の流れに入りまして、四月でござりますが、四月に入りましてからもう少し問題を具体化してまいりまして、現実的な処理だと思います。第一段階の問題は必ずしも決着がついたわけではないけれども、論議を深めるという双方の知恵、特に組合側の知恵もあつたと思いますが、そういうことでかなり問題を具体的にしぼつて、メモという形で我々は提示を受けております。一項にわたっております。

さんけれども、三月三十日に今の一十一項目の提示を受けまして、私も出まして二度にわたって統論的な話し合いをし、以後連休前までに八回ほど団体交渉をやって、連休で中断しましてきょう開を開くことになります。さつき申しますと、たよだに、ある意味では基本的な部分でありますから、意見の対立というものもあるし意見の一致するものもありまして、それなりにお互いに真剣議論をしているところでござります。

ました。例えば革つばは服とおしゃつたのは常内係が作業服を着たまゝセールスに行かざるを知らないという場面も確かにありましたけれども、運営業係が着る制服を追加支給したり、あるいは足りない分を今作製しているという面もございますし、便所が足りないと換気扇が足りないと御指摘いろいろございましたが、それも今までの速度で整備しつつあるということでございます。居住状況といいますか環境状況は今逐次備しつつございます。

それから、出向というお話をちょっととございましたけれども、管理職については一部試み的に出を、これはきのうきょうではなくて随分長い年以来やつておりますが、一般職員についての出はまだ実施していませんで、教育の一環、研修一環としてデパートでありますとか銀行へ行つ、小人数の者がしかも短期間勉強していることがあります。

要すれば、この余剰人員につきましてはこの機に教育を充実したい。今言いましたように、体教育も含めましてフロントサービスの教育であるとか転換教育であるとか昇格昇職のための事前教育であるとか、いろいろ教育をやり出せば切がないくらいやりたい面がありますので、そち

らに重点を置く面と、もう一つは、セールスであるとか特別改札であるとかいったような臨時業務あるいは多客期に対応した業務、こういう面での活用をそれぞれの地方局、地方機関で努力しているところでございます。

○富塚委員 もう時間がないから、私、きょうここに、鹿児島の総務部長が、「ほかやろう」「このやろう」と言つてどもしながら点呼をやつている場面のテープを持つてきています。これは、後で委員長によく聞いていただきますけれども、省略してやります。

太田さんの性格にもよるのかもしれませんけれども、労使関係が、話し合ひをもつとうまくやつていくようなことができないのかどうかという点で私は非常に疑問に思つてゐるのです。参議院の運輸委員会でもいろいろ議論があつたと思いますけれども、これは、労使関係というものを作り直していくために過員の扱いの問題を決めていくことと、具体的な労使関係の改善は総裁も約束をされておつたのですから、ぜひその点で積極的に努力をしていただきたい。

もう一つは、この前国鉄渋谷駅の跡地の貸し付けの汚職事件の問題で元常務理事ら十数人が問題として上げられている。国鉄の遊休資産の処理の問題についていろいろな問題が提起されているわけですが、品川の跡地を高い値段で売つたとか。こういうやり方のルールの問題をもつと明確にしていかなければならぬといふうに私は思うのですが、これに関連をいたしまして例の福島交通問題なんです。

我々社会党でもいろいろ現地の調査をしてみましたが。これはまた別の場所で積極的に取り上げてやるつもりでけれども、いわゆる国鉄の遊休資産の処理の問題などについて疑惑や疑念の起きないような、そういう指導について總裁は一体どう考えておられるか、ひとつお尋ねします。

○仁杉説明員 先日來、東京西局を中心にして大分では職員が用地を無断で売つてしまつたといふ

問題等が起つて、まことに申しわけなく思つておるわけでございます。

今御指摘がございましたように、売却につきましてはかなり神経を使つてゐるようでございますが、貸し付け等につきましてはもう少し検討の余地があるというふうに思つております。これら全般につきまして、先ほどからお話を出ております余剰人員もあることでございますので、用地の統点検並びに契約事項等の総点検等を、施設局あるいは監査局等を中心いたしましてもう一度見直すという作業をさせるようにないたしておられます。その辺から、改善すべきものは早急に改善するよう努めをしてまいりたいと思つております。

○富塚委員 阿武隈急行株式会社ができて、そのときにはいわゆる福島駅前の土地五千平米をめぐる問題についていろいろ疑惑が持たれています。福島市長が七月二十一日に仙台の管理局長あてに出した文書、これを管理局は二十三日に受け付けておる。小針福島交通社長が福島市長に土地のあつせん申請をしたのを受けて、市長がこういう文書を実は出しているわけですね。仙鉄当局の話でも、異例な文書である。この文書そのものは、福島市が土地を売つてくれという申請だけではなくて、小針社長の求めているものも面倒見でやつてくれ。こういう非常に異例な文書が出ていいるわけです。こういうことをやすやすと仙鉄局が受け入れて、すぐ土地の問題はわからましたといふやうの方は、私は非常に問題だと思うのです。これは、時間があつませんから、いづれまた問題にかかるわけです。こういった疑惑を持たなければいけないのか。もつと第三セクターにして、明確にしなくちゃいけないと想ひます。總裁、今、渋谷の問題でも遺憾である——こういつきようは時間があつませんから問題を十分提起したことなどが、随所でいろいろ形のものが政治家が介在してやられているかのようになつてゐる問題には、時間があつませんから、いづれまた問題にかかるわけです。こういった一連の発着をして、明確にやつていくには、そういう疑惑を持たなければいけないのか。もつと第三セクターにして、明確にしなくちゃいけないと想ひます。

○細田國務大臣 疑惑があつてはいけないことはもう言つまでもないところでございます。運輸省といたしましては、今の土地売却の問題にいたしましても、また福島交通に對して自動車、鉄道等補助金を出しておりますから、そういう財務の処理の問題につきましても十分調査をいたして、不正はないという結論を今日までの調査では得ておりますのでござります。他の不動産とか債銀がどうとか別な何とか会社といふのが、B何とかといふ会社がどうとかといったような問題は、実は運輸省といふよりは、そういう疑惑があるならばそれぞれの政府の担当の箇所において十分、あるいは税務官厅とかその他でおやりになつてしかるべきであつて、我々がそこまで入ることはいかがが、こいつのところではござります。しかし、疑惑があつてはいけませんので、公共事業でございますからその点は十分注意をいたさなければならぬ、かよう

も、運輸大臣として福島交通問題の疑惑の解消に對してもっと積極的に努力をすべきであると思うし、地方交通線の第三セクターへの転換といつての出発点であるだけに、私はこの問題を非常に重視しているわけです。これからたくさん転換をしていかなければならぬというときにそのような問題があつてはならないというふうに思つてあります。

こういう福島県の企画調整部長が証言をしているものを見ても、政治家が介在をしているという事実も明確に証言をしている。あるいは土地の売却について……（「介在をした事實をはつきり言いたまえ」と呼ぶ者あり）はつきります。

一月二十一日に赤坂の料亭で三塚先生と山本宮城県知事、松平福島県知事、小針社長の四者で阿武隈急行の設立をするための具体的な詰めを行つた。それは電化の問題も三塚さんが提起をしたと言われている。あるいは国鉄との乗り入れもそうだ、あるいは人事や出資や名称の詰めも全部ここでやつた、赤坂の料亭だと証言を得ました。そういうことをやつてゐるということは……（発言する者あり）私は思うのです。この阿武隈急行の事業計画のあらましという問題について三人の国会議員が載つております。自民党的三塚さん、天野さん、亀岡さんです。私が言いたいのは、なぜ三人だけ相談役に載らなければいけないのか、なぜ三塚さんだけが出て、赤坂の料亭で詰めをやらなければいけないのか。もつと第三セクターにして、いくと、具体的なそういう公共交通のあるべき姿にやつていくには、そういういた疑惑を持たなければいけないのか。もつと第三セクターにして、明確にしなくちゃいけないと想ひます。

○細田國務大臣 疑惑があつてはいけないことはもう言つまでもないところでございます。運輸省といたしましては、今の土地売却の問題にいたしましても、また福島交通に對して自動車、鉄道等補助金を出しておりますから、そういう財務の処理の問題につきましても十分調査をいたして、不正はないという結論を今日までの調査では得ておりますのでござります。他の不動産とか債銀がどうとか別な何とか会社といふのが、B何とかといふ会社がどうとかといったような問題は、実は運輸省といふよりは、そういう疑惑があるならばそれぞれの政府の担当の箇所において十分、あるいは税務官厅とかその他でおやりになつてしかるべきであつて、我々がそこまで入ることはいかがが、こいつのところではござります。しかし、疑惑があつてはいけませんので、公共事業でござりますからその点は十分注意をいたさなければならぬ、かよう

事にしてやるべき筋合いのものだと思うのです。そういうことが疑惑を招いていることは極めて遺憾であつて、今後のローカル線の転換の問題が想定されるだけに、あるいは土地売却問題でさまざま疑惑を生んでいるだけに、この問題は運輸大臣としてある今は国鉄当局として總裁としてしっかりしてもらわなければいけない。

そこで大臣、どうでしようか。福島問題は大変深刻です。約八百億の債務を抱えていると言われています。そして、働く人たちも大変深刻な問題です。日債銀から約七百億、北海道東北開発公庫から五十億、県内の農業共済連から三十四億も借りて、福島交通の名義で小針さんが借りて実は不動産の方に全部やつてある、そういうやり方なのです。そうすると、どうでしようか、この辺で小針さんにやめてもらつて新たに再建をし直すといふことについて、もつとそういう第三セクターの転換の問題で疑惑を招かないような、これからも相談役に載らなければいけないのか、なぜ三塚さんだけが出て、赤坂の料亭で詰めをやらなければいけないのか。もつと第三セクターにして、明確にしなくちゃいけないと想ひます。

なお、第三セクターをつくる云々などということについて、これは私ども承知しております限りでは、与党の議員だけではなく野党の議員さんもお入り願つたりいろいろしている例があるのでございまして、そのこと自体はちつともおかしくはないません。住民を代表する立場で国会議員がいろいろあつせんをしたり世話をしたりすること自体はある意味では結構なことじゃないか、私はかようと思つております。

○高塙委員　国の補助金を受けて公共交通を経営している、これはまさに国民の立場に立つてやらなければならぬ経営者の立場である。モラルとしてもより大事にされなければならないと思うのです。また、いわゆる地方ローカル線の転換について第三セクター移行などの問題について地元の協力を取りつける、このことも大事な問題だと私は思います。しかし、そこに政治家が介在するあるいは疑惑を生むといふことがあってはいけない、ここのことところが非常に大事な問題である私は思うのです。だから、どんな政治家がどんな介在、そんなことは私は大して問題にしようとは思いません。

今、これだけ国鉄再建が深刻な問題になつてゐる。ローカル線、一次線は四十線区、二次は三十三線区の廃止計画を打ち出して、県知事にも意見書を求めるとしている。さまざま現地の協議会の対応がある。それは右から左までいろいろな人たちが集まつて議論をして、国鉄を残してほしい、守りたいという人たちもいる。しかし事情やむを得ず転換を余儀なくされるという考え方方に立つ人もいる。そういう中で便宜供与を過大にして疑惑を生むようなことがあつたら、政治というものは根本的に不信を招く、私はそう思います。そういう点で福島交通問題はむしろ積極的に運輸大臣が乗り出して、小針さんにやめてもらつて新しく再建を打ち出していくということをやつていただきたい。そういうことがこの問題解決の兆しをつくることになるのではないかとという点について重ねて申し上げまして、私の質問を終わりります。

○福家委員長 左近正男君。  
○左近委員 私は、きょうは各都市で経営している都市交通問題について若干の御質問をしたいと思います。  
今日、都市交通は、バスについては一日五百三十万人、特に六大都市と札幌ではそのうちの七〇%に当たる三百六十一万人を輸送しておりますし、地下鉄においては一日五百二十万人、合わせて一日一千万人を超えるお客さんの輸送を担当しております。これは国民生活にとって大変切実な交通機関である、このように判断をいたしております。しかし、今日これらの公営交通については大変な財政的危機でございます。特に大都市においては市営交通が大変危機的な状況にある、こういうことでございます。これらの原因について、大臣お話の中でございますが、運輸大臣として、なぜこういう公営交通機関が財政的にこれだけ行き詰まつたのか、この要因は何だとお考えでござりますか。  
○細田国務大臣 実は私は自民党的公営企業の小委員長もいたしたことがありまして、バス対策をいろいろやつたのでございます。それは十年ぐらい前ですけれども、そのときよりもますます状態は悪いのでございます。これは都市バスの状況というよりも、過疎バスまでみんなひくらぬべきが悪い状況にあるということなのでございますけれども、都市バスについて言いますと、やはり何といっても自家用車、マイカーが多い、そして道路が非常に混雑をするということで、バスの利用者は減る、原因、結果が悪循環を起こしてまいつておるということが基本的な原因であると考えざるを得ないのでございまして、そういう悪循環をどこかで断ち切るという方策を講じなければならぬ、かようと思つております。  
○左近委員 今、大臣から見解の表明がございました。今大臣いみじくも言われましたように、特に大臣は都市交通の問題についてかねてから大変いろいろと御識見を持つておられまして私どもも心強いわけですが、構造的な要因として、特に路

面交通部門においては、今大臣が言われましたように走れない、年々走行キロが低下をしておるわけあります。これはもう言うまでもなく自動車が非常に急増した、モータリゼーションが非常に激しく進展をした、こういうことが一番大きな要因だと思います。そしてまた、各都市の現状を見てまいりますと、不法な駐停車、これは警察の方ではかなり努力をしていただいておりますけれども、今日各都市では非常に不法な駐停車がまだはんらんをしておる。また最近は自転車の急増、またミニバイクがかなり利用されておる。こういうような問題もございます。そしてまた、バスでは、もういつ来るかわからないということで、他の交通機関に乗客が移行しておる。こういうようなさまざまなもの問題が今日路面交通部においては重なつておる、このことが原因ではないか、このようになっております。また地下鉄部面については、特に建設費が一キロ二百億から三百億かかる、こういうことでこの借金の利息の支払いなり減価償却、こういうものが財政的に大きな負担になつておる、こういうことだと思うのです。

そこで、これらの要因について一つずつひとつ御見解を聞きたいと思いますが、今大臣が言われました自動車問題について私は調べましたら、昭和四十年には八百十二万台であった自動車台数が五十七年には四千九十二万台、これは五・一六倍になつておるわけです。そのうち、自家用車だけを拾つてみると、昭和四十年には百七十二万台であつたものが、昭和五十七年には二千三百三万台、これは十三・四九倍になつておるわけあります。都市圏におけるこういう自家用車の急増が、今日バスの大量輸送機関、こういうものが走れなくなつておる大きな要因ではないか、このように私は考えます。したがつて、この点について具体的にどういうような施策をこれから交通行政の中いろいろやられようとするのか。私は、もつと自家用車の利用者の皆さん方の御理解も得て大胆に交通規制を行つていくべきだと思いますが、この点についての見解をお聞かせ願いたいと

○矢部説明員 警察庁といだしましては、昭和四十九年に全国的に都市総合交通規制を実施いたしました、それに関連いたしまして都市部における自動車の交通総量を抑制するという政策を打ち出してまいつたわけでございます。その一環といったしまして、大量公共輸送機関を優先する、マイカーから大量公共輸送機関へ転換を図るというための施策を強力に実施をしてまいつたわけでござります。

ちなみに、その一つとしてのバスラインの設定について見ますと、四十六年を一〇〇といだしまして、五十七年が十倍近くの九二五という、千九百二十七・五キロという数字に達しておるわけでございます。このバスライン等につきましては、現在ほとんどでるところは引いてまいつたという状況がございまして、道路状況の問題であるとか、あるいは原則片側二車以上でございますが、片側一車であるとかいうような非常なネックが出てまいつておるわけでございます。しかし、これにつきましても、今後さらに第一、第三の段階を切り開いて、公共性という見地から、マイカーから大量輸送機関へ転換を図るという基本的な考え方方に立ちまして、例えば地域のコンセンサス等が得られるようなどころにつきましては、広島の安芸町であるとかあるいは埼玉県の鳩ヶ谷市等におきますように、ある時間帯を絞りまして、一車の道路につきましてはバスの専用通行帯にするという施策もとつてまいつておるわけでございます。ただこの問題につきましては、やはり地域の住民のコンセンサス、さらにはバスを増便するとかいうバス事業者側の努力あるいは道路管理者側の道路の改良等、そういう関係諸機関による施策が相まって、これは初めて成果を得るものであろうと思ひます。

なお、ただいま御質問がありました、既存の道路につきまして大変渋滞があるという問題でございますが、この問題につきましては、やはりバスラインを設定いたしましたのが、今申し上げまし

たマイカーからの転換という施策にあります以上、それを促進するための具体的ないろいろな施策、例えば指導取り締まりあるいは監視活動あるいは近隣における商店街その他に対する駐停車の抑制のための働きかけ、こういうあります。施策をとつておるところでございます。

なお、このバスレーン等につきましての渋滞緩和ないしは駐停車等の問題につきましては、こういう取り締まりも必要でございますが、同時に、やはりバスがそこそこに動いておるという実態がないと、バスレーンとしての実効性がなかなか確保できないということでございますので、先ほど申し上げましたバスレーン新設の際の考え方と同じように、関係機関の協調力をいただきながら前向きに進めてまいりたい、これが基本的な姿勢でございます。

○左近委員 確かに今言われるよう、このバスという大量輸送機関、これをスマートに走らすためには特に自家用車、これの規制をしていかなければならぬわけですが、これは自家用車を持つておられる方々の御理解も得なければ実現しないことは当然でございます。しかし、都市部における例えは排ガスの公害問題あるいはエネルギーの消費量の問題、こういうものから見ても、私は、ある程度今日の都市の混雑状況を考えてみますと、専用レーンとか、もう優先レーンなんかはないなかがあつてもなしに等しいわけでございまして、やはりもう少し大胆な専用レーンの設定を私はしていただきたい。このためにある程度もう少し制度的な行政指導ができるいかどうか。ただ單に裏づけのある、法的にはいかなないでも、もう少ししきつしりした行政指導ができるいかどうか、この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○矢部説明員 ただいま先生の御質問、御指摘はまことにござつともございまして、まさにバスの優先通行、できるだけ優先通行の実効が上がるような方法で制度的に考えるべきではないかとい

うことはもつともでございます。そこで私どもは、バス専用レーンということで制度的にはバスのみを走らせるという形をとつてまいりでおるわけでございます。そのほかに優先レーンというのがございまして、これは専用レーンよりも制度的にやや優先度において落ちるわけでございます。

しかしながら、これにつきましては、そういう道路の交通量であるとかバスの運行回数であるとかバスの利用状況とかそういう交通状況をやはり個々具体的に勘案をいたしまして、それそれの規制の特色を生かしながら個別的にやはり検討してまいるという問題であろうかと思います。

○福家委員長 警察庁からいま一人出席されたださいますから、広谷交通企画課長、御答弁してください。

○広谷説明員 ただいま規制課長から答弁をいたしましたとおりでございます。やはりバスレーン等につきましても、優先レーンにするか、専用レーンにするかというふうなものは、個々具体的な場所のバスの通行量とかあるいは自家用車の通行量とおむね駐停車規制を原則といたしております。

○左近委員 最近自転車の問題が駐輪公害と言われているぐらい大都市周辺においては大変な問題になつておるわけです。最近、総理府の発表では放置箇所千六百八十九カ所、八十六万四千台に及んでおるということです。政府としても、五十六年五月二十日に施行された自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律に基づいていろいろ行政指導をされておりますが、私は大変手ぬるいように思ひます。この自転車の放置問題について今日どういう認識を持っておられ、また今後どういうよう具体的な対策を立てられようとしておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○矢部説明員 バスレーンの実効性を担保すること是最も重要な問題でございますので、そのためいろいろな施策をとつておるわけでございます。警察といつてしましては、専用通行帯であれば専用通行帯としての機能を十分に發揮させるために指導、取り締まりとかあるいは街頭監視活動とかといったものが基本になろうかと思います。そういった問題につきましては、ちょっと古い数字で恐縮でございますが調べたもので見ますと、例えば昭和五十七年中に、優先も含めたバスの通行帯違反につきましては、取り締まりは二万七千件ばかり行つております。あるいはバス専用通行帶の中における規制時間内の駐停車違反につきましては一万二千件ばかりの取り締まりを行つております。なおこのほかに、朝方、例えば白バイがそこには駐留監視と申しますか、とまつて、そういう違反を犯させない、あるいは街頭の警察官がそのまま申しあげましたように、例えは近隣が物流地域であれば商店街等に対しても時間帯は駐停車をさせないということで組織的な働きかけによって抑制するような方向で動いているわけでござります。

○藤田説明員 自転車の放置問題が都市機能の低下を非常に来しておるというのは全く先生のお話のとおりでございます。先生今お話ししただきましたように、私ども調査いたしましたところでも放置自転車台数は大層多くございましたして、全国で八十六万台というのが昭和五十八年十一月の数字でございます。ただ、この数字は昭和五十六年にまことにござつともございまして、まさにバスの優先通行、できるだけ優先通行の実効が上がるような方法で制度的に考えるべきではないかといつた問題につきましては、ちょっと古い数字でござりますが調べたもので見ますと、例えば昭和五十七年中に、優先も含めたバスの放置は約九十九万台という数字でございまして、それに比べますと一三%の減少といふことでござりますけれども、先生お話しのとおり自転車の放置はまだ大量でございますし、また放置問題自体が決して解消したわけではありませんので、私どもとしましては、五十六年五月に施行された自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の趣旨に基づきまして、関係省庁、地方公共団体等が一体となって放置自転車対策推進といふことを当たつたわけでございます。その結果、先ほどお話をございましたように若干は効果上がったのじゃないかとは思いますが、今後とも一層対策を強化していくことは必要であると考えておりまして、私どもとしましては、自転車駐車場整備対策がさらに円滑に行われますよう総理府におきましても関係省庁等と連絡調整を図つてまいりたい、それによつて放置自転車の整理、撤去を一層推進されるよう努めてまいりたい、こういう姿勢でございます。

○左近委員 時間がございませんので、ひとつ積極的によろしくお願ひしたいと思います。

そこで、五十五CCミニカーの問題ですが、最近これが社会的に大きな問題になつております。

約六千台が使用されておると言われております。

が、これは御承知のとおり原付免許で乗れるわけ

でございます。これを今の段階でもつと制度的に

きちつとしておかなければ、これこそ大変な問題

にならうと私は思ひます。この点について、普通

免許取得の必要性があるとかいう点についていろ

いろ検討されておりますが、いつごろからそういう

ような形でつきりさせていくのか、この点について見解をお聞きします。

○広谷説明員 お尋ねのミニカーの問題でございますけれども、現在五、六千台のものが走つておるというふうに考えております。これの免許をどういうふうに考えるかといふお話をござりますけれども、現在五、六千台のものが走つておるというふうに考えております。この免許をどういうふうに考えるかといふお話をござりますが、御承知のとおりミニカーは、外見上はもとよりその構造、機能は自動車というべきものであるというふうに考えております。また、現実の走行実態も自動車の走行と同じようなものでござります。また、現実の交通の場面におきましても自動車の運転と同様の注意力あるいは運転感覚

運転技能が要求をされるというふうに考えまして、その運転につきましては、自他ともに安全に乗つていただくという意味で普通自動車運転免許を必要とするという方向で現在検討中でございます。

なお、いつからそういう制度にするんだというお話をございますが、これは可及的速やかにそういうふうになるよういたしたいと現在考えておるところでございます。

○左近委員 今日都市バスの復権というか、もつと活性化を図るために運輸省としてもいろいろ努力をされておられます。バスロケーションシステム、これは十八都市で三百五十九路線あるいは都市基幹バスあるいは乗り継ぎ運賃制度、都市新バスシステム、バス乗り継ぎターミナル、こういうものがいろいろ行なわれているわけですが、これらでやつていかなければならぬと思ひます、どうもやり方が部分的であり、継続性がないように思ひます。私は運輸省としてこれから都市バスのあり方についてどういうような施策を中心にしてやつていかれるようとするのか、その点についての基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○角田政府委員 都市バスが非常に状況が悪くなつてきておる、その原因は、先ほど来いろいろお話を出ておりましたように、基本的には、マイカーの増加とかあるのは自転車、ミニバイク等の増加によりまして交通環境が悪くなつてきている、そのためにバスの運行がスマーズにいかない、そしてサービスが悪くなる、そういう悪循環が原因でございまして、やはりこの悪循環を断つには、一つは先ほど来いろいろ御議論なされておりましますように交通環境の整備が必要ではないかと思われます。バス専用レーンあるいは優先レーンをもつとどんどんやしていくくといふことにつきまして先ほど来いろいろお話を出ておりますが、これにつしましても関係各方面といろいろ御協議を申し上げて推進していただくといふことが一つではなかろうかと思います。

それから、第二はやはりバスの輸送サービスを改善していくということでございまして、輸送サービスの改善の方策としては二つに分けて考えら

れると思ひます。一つはハードの面でございまして、先ほど先生がおっしゃいましたようにバスの乗り継ぎターミナルであるとか、あるいはバスロケーションシステムであるとか、そういうようなハードの面の改善をもつと継続してやつていくことが必要であろうと思ひます。それから、ソフトの面につきましては、もう少し利用者がバスを利用しやすいように、乗り継ぎ運賃の導入であるとかバス士の共通回数券を設定するとか、そういうようなソフトの面につきましてのいろいろな工夫をこれからもうやつていかなければならぬと思ひます。これが決め手で、これをやれば全部解消できるといふことはないと思ひますので、やはり今申し上げましたようないろいろな対策を積み上げて、バスの活性化のために今後とも努力してまいりました。

○左近委員 ひとつ積極的によろしくお願ひします。

再建地方都市バス事業の問題について、車両更新の補助が今日されておるわけですが、これが五十九年度では五十二両。この年度での補助については打ち切られるといふことを聞いておりま

す。新補助が今日されておるわけですが、これが五十九年度では五十二両。この年度での補助については打ち切られるといふことを聞いておりま

す。自治省は、これらのバス事業に対する今日の努力をいたしまして、さらに経営の効率化を行うために、経営改善システムの開発等を行いま

す。今後は、資本費下に必要な資金手当てに鋭意努力をいたしまして、さらには乗客の逸走を妨ぐというふうな観点から、乗客の快適さを保つ、

建設企業の個別の対応、やや異なりはござりますけれども、好転したものも見られますし、また、この補助対象だった車両も全体的に一巡しております。

○左近委員 特に、最近見てみると、民間バスもかなり新しい車をどんどん入れているわけあります。そして、冷房がされております。やはりお客様のニーズと、そういうものに適合

する、こういう行政指導をかなり厳しくやつております。この点についてひとつ前向きな御答弁をいただきたいと思います。

○紀内説明員 若干沿革について申し上げたいと存じております。

○左近委員 それで地下鉄部門について、時間

もう状況については御承知だと思いますが、五十七年度の公営地下鉄の運輸収入というのは、料金収入は二千五十九億であります。それに対し

て、支払い利息と減価償却が二千八十二億でございます。料金収入よりも上回つておる、こういう現状であります。これでは幾ら経営努力をしても

赤字になるのが当然であります。したがつて、政府としても昭和三十七年以降いろいろ地下鉄建設に対する補助制度が設けられているわけですが、私はこれについてまだ不十分だと思つております。特に現在、名目では七〇%の補助制度であります。これは実質五九・八五%であります。さらに、これは十年分割交付。これを私どもは実質七〇%にしてもらいたい。また、大規模な改良工事についても今補助対象になつておりますが、これらについてもさらに強化をしてもらいたいと思います。この点についての見解をお伺いします。

○服部説明員 地下鉄に対する補助制度の充実は、全く先生のおっしゃるお通りに大変基本的に重要な問題だというふうに思つておりますし、私どもは日々こうした認識のもとに予算問題等に取り組んできているところでございます。ただ、ここ三、四年の実情を申し上げますと、先生も御高承のとおり、大変厳しい財政状況のもとでの予算編成を余儀なくされておりまして、率直に申し上げて現在の補助制度の維持を図るといふことで精いっぱいという状況でござりますので、その辺の事情も御賛賜賜りたいと思います。

○左近委員 きょうはこれ以上あれませんが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、東京圏における高速鉄道を中心とする交通網のあり方について、五十七年九月に運輸政策審議会に諮問が行われまして、現在東京圏都市交通部会で検討がされておると聞いておりますが、この作業はいつごろ完了するのか、お聞かせ願いたいと思います。

○西村(原)政府委員 五十七年九月に、東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備について、国鐵といたしましては、今のところ、いつ着工していつ完成するという自信がちよつとないところでございまますが、現在の進捗状況から見ましても、私どもことじゅうに答申をいただけるようになります。

○左近委員 少し大阪の問題について御質問しま

すが、国鐵の総裁も来ておられますので、見解をお聞かせ願いたいと思います。

国鐵の大阪外環状線、これは新大阪から加美まで十八・六キロ、事業費は約一千百五十億円、こ

れについての工事認可は既に五十六年四月十六日においております。また、片福連絡線について、これは京橋から尼崎まで十二・二キロ、事業費は約千八百八十億円、これについても工事認可が五

十六年四月十六日においておりますが、国鐵としていつごろこの工事を始められるのか、そのためど

が具体的にあるのかどうか、お聞かせを願いたい

と思います。

○岡田説明員 大阪外環状線並びに片福連絡線につきましては、いずれも大変多額な工事費を要する工事でございまして、大臣の認可を得ました当初から、財政再建期間中につきましては用地買収あるいは都市計画関連工事等のみについて施行す

る、本格的な着工は六十年度以降になるという考え方で推移してまいつたわけでありますけれども、その後におきます財政事情はより厳しいもの

がござりますので、これらの大規模工事の進め方につきましては、現在国鐵部内におきましても鋭意検討を重ねておるところでございます。

○左近委員 総裁、どうですか、国鐵として近年にやられる確信ある見通しがあるのかどうか。

○仁杉説明員 片福、外環状、ともに古いたときからの計画でござりますし、認可もあつたということも知つておりますが、今岡田常務から御答弁いたしましたように、実は非常に膨大な金がかかります。

今立つておりますし、なお、先ほどから御議論がございましたように、再建期間中でもございまして、國鐵といたしましては、今のところ、いつ着工していつ完成するという自信がちよつとないと

ござります。しかし、いつ完成するに考えておりま

すが、それにはやはり十分な時間が必要なこと

であります。

そこで、新空港の問題ではございませんが、国鐵がどうしてもできないことであれば、この建設主体について、地方公共団体なりあるいは民間の資本も導入して、それこそ第三セクター的

のじやないか、私はこういうよう思うのです。これは長年の懸案問題であり、営業すれば絶対にもうかる路線だ、私はこのよう思つております。

そこで、新空港の問題ではございませんが、国鐵がどうしてもできないことであれば、この建設主体について、地方公共団体なりあるいは民間の資本も導入して、それこそ第三セクター的

の考え方、国がどの程度援助ができるかということが考えて、少なくとも建設当初において相当の設備投資を極力抑制ということで、現実には確かに着工の見通しは非常に大きな難しい問題になつてゐることは御高承のとおりであります。

大阪における都市交通といいますか、そういう面からいいましての当該線の重要性というの

我々も認識しておるわけでございまして、確かに現在明るい見通しがなかなかないといふことは御高承のとおりであります。

大阪は、ある程度国が援助をしながらこれをやつたら真剣にこの問題は取り上げていくべきもので、私どもとしましては今、環状線なり片福線だけの問題ではなくて、都市交通の改善という見地

からいいまして、地下鉄その他と同じように、援助の方式を考えなければならぬ、こういうふうに思つております。今後そういうふうに思つております。

大阪は、ある程度国が援助をしながらこれをやつたら真剣にこの問題は取り上げていくべきもので、私どもとしましては今、環状線なり片福線だけの問題ではなくて、都市交通の改善という見地

からいいまして、地下鉄その他と同じように、援助の方式を考えなければならぬ、こういうふうに思つております。

大阪は、ある程度国が援助をしながらこれをやつたら真剣にこの問題は取り上げていくべきもので、私どもとしましては今、環状線なり片福線だけの問題ではなくて、都市交通の改善という見地

からいいまして、地下鉄その他と同じように、援助の方式を考えなければならぬ、こういうふうに思つております。

大阪は、ある程度国が援助をしながらこれをやつたら真剣にこの問題は取り上げていくべきもので、私どもとしましては今、環状線なり片福線だけの問題ではなくて、都市交通の改善という見地

からいいまして、地下鉄その他と同じように、援助の方式を考えなければならぬ、こういうふうに思つております。

大阪は、ある程度国が援助をしながらこれをやつたら真剣にこの問題は取り上げていくべきもので、私どもとしましては今、環状線なり片福線だけの問題ではなくて、都市交通の改善という見地

からいいまして、地下鉄その他と同じように、援助の方式を考えなければならぬ、こういうふうに思つております。

○左近委員 大臣、この点についてどうでしよう

○西中委員 きょうは、極めて技術的な問題でありますけれども、日本の国有財産または国民の財産というべきいわゆる公共事業の構造物、その中でもコンクリートの構造物について最近さまざまな報道がなされて、その劣化性が問題とされてまいりました。今すぐ、どうという問題ではありませんけれども、極めて将来心配な要素を含んでおるのではないか、こういう立場で御質問をいたしました。

いと思います。

コンクリートの劣化性という問題は、いろいろの問題が含まれていると思います。今取り上げられておるのは、いわゆる海砂によるコンクリートに塩分が入るという問題、それから碎石によるアルカリ骨材反応と、そのほか施工上のいろいろな問題があろうと思うのです。建設を始めて五年や七年でコンクリートが破壊されておるというようなことは、少なくとも三十年、四十年前、私たちは学校では教わっておりませんでした。しかし、今この問題が現実の問題として国鉄の新幹線や高速道路のあちこちに一つの欠陥として具体的にあらわれてきておるということは間違いない事実だと思います。したがいまして、国としてもこの補修に今後とも金を使わなければならぬ、コンクリートの劣化性は財産がそれだけ早く失われていく、いわんや民間の所有物でありましたならばこれは資産価値が低下をする、こういう重大な問題を含んでいると思います。

私が説明するまでもなく、この塩害というの

は、いわゆる構造物に塩分が含まれてしまします

と塩の中にある塩素イオンが鉄筋の表面被膜を破壊してこのために鉄筋がさびてくる、およそ二倍

にこの鉄筋が膨れ上がつてコンクリートが破壊され、こういったことが一般的に言われているよ

うでございます。したがつて、コンクリートに海水を使用する場合には当然塩分を除かなければならぬ、こういうことでござりますけれども、業界のあちこちの組合の幹部の方々も、今決められておりますこの数値を達成することは極めて困難だということを明快におつしやつております。

いわゆる塩を除くためにはたくさんの水が必要かかるコストがかかる。したがつて値崩れをしておる

ときには塩を除くのは適当にやる、また大型の公

共事業をやる場合には砂の塩抜きをしている時間がない、こういった要素もあると思います。また、生コンの需要が景気によつて非常に盛り上がりをつぶつつていこう、これは自然の流れだろう

と私は思つております。既に日本の河川には川

砂、川砂利の資源といふものはほとんど枯渇をいたしておる現状でござりますから、勢い海からと

いうことのある面で言えばやむを得ないとこ

ろだと私は思つております。

しかし、そうだといつて莫大な国の費用、税金をかけて橋梁だ、道路だ、高速道路だ、新幹線だ

というようにいろいろな面での建設が進められていきますと、我々生きている者、やつておるもの

はこの世を終わつておるかもわかりませんけれども、結局後代の子孫にツケを回すということが起つてくる事実だと思うのです。したがつて、

この海砂の問題、さらにはアルカリ骨材の反応、

こういった問題についてさまざまの研究もなされておるようになりますけれども、やはり各関係省

庁、こういつたところでこの問題については本格的な取り組みをしていただかなければならぬ、こ

ういう思いで私はきょう質問をいたす次第でござ

ります。

そこで、この現状は一体どうなつておるのかと

いう問題が一つあると思います。したがいまして、まず運輸省にお伺いしますけれども、運輸省

では港湾であるとか空港であるとか、今度は関西新空港も法案が通れば事業も始まりますが、本四

架橋であるとかいろいろあるわけですが、運輸省

関連として年間どの程度コンクリートを使用し、

そしてその中で海砂はどの程度使つておるのか、伺つておきたいと思います。

○小野寺政府委員 ただいま港湾及び空港におい

てどの程度のコンクリートが使用されているかと

いうことでござりますが、この点につきまして私は

どうも正確な統計をとつておりませんので正確な数字を申し上げるというわけにはまいりませんけれ

ども、いろいろな材料から想定してみると、お

むね六、七百万立方メートル程度であろうかと

いうふうに想像されます。

その際に、そのコンクリートに使われます細骨

材としての砂として海砂がどの程度使われるかと

いう点につきましては、これは全く統計はござい

ません。  
以上でございます。

○西中委員 次に、建設省にお伺いしますが、建

設省も道路、橋梁その他の公共事業にコンクリー

トをお使いになつておるわけですが、この点につ

いてどの程度の掌握をされておるか、伺つておき

たいと思います。

○福井説明員 しておりません。

○西中委員 海岸に近くない場所の調査はなさいましたか。

○福井説明員 しておりません。

○西中委員 次に、建設省にお伺いしますが、建

設省も道路、橋梁その他の公共事業にコンクリー

トをお使いになつておるわけですが、この点につ

いてどの程度の掌握をされておるか、伺つておき

たいと思います。

○福井説明員 しておりません。

○西中委員 次に、建設省にお伺いしますが、建

設省も道路、橋梁その他の公共事業にコンクリートをお使いになつておるわけですが、この点についてお伺いします。

○福井説明員 しておりません。

○西中委員 次に、建設省にお伺いしますが、建

このコンクリート構造物の早期劣化につきましては、山陽新幹線がその象徴だというふうに言われておる面がございます。被害の最もひどいのは、建設当時コンクリート中の塩分チェックをしなかつた新大阪—岡山間、特にこの中でも今具体的に破壊の現象が見られるのは、ひどいのは加古川—相生間、こういうことだらうと思います。この原因は塩害ではなかろうか、こういうように言われておるわけでござりますが、一部アルカリ骨材反応も加わつておると思われます。この被害の実態調査をやられたのかどうか、また、塩分ほど程度含まれておるのか、おわかりでしたらお答えをいただきたいと思います。

○岡田説明員 今先生から御質問ございました山陽新幹線の新大阪—岡山間の高架橋の工事をいたしましたのは四十一年から四十七年にかけてでございますが、後半の部分はともかくといたしまして、当初四十二年に定められました土木学会のコンクリート標準仕様書におきましても塩分のことにについて特に取り上げての規制値はなかつたわけござります。そういつたことから、国鉄といたましても、この塩分含有率について、初期に施工いたしました新大阪—岡山間の高架橋工事の部分については特段の塩分に関するチェックを行つておりませんでした。ついでに申し上げますけれども、その後におきまして、やはり塩分は少し問題があるぞということで、四十六年以降の施工のものにつきましては塩分含有量をチェックするというシステムをとつております。

それで、今お話をございました新幹線高架橋等に生じておりますコンクリートのひび割れの状況につきましては、現地にございます保線所の構造物検査グループといふところで日常のように巡回をいたしましてチェックをいたしております。その実際のひび割れの状況に応じまして適切な補修工事を施しております。安全上では問題がないといふふうに考えております。

塩分調査につきましては、コアをとつてはかかる事例がござりますけれども、大体〇・一%

を下回つてゐるものが多いというふうに聞いております。

○西中委員 ○一%を超えるようじや困るのでされども、私の見聞いたとしておるところでは〇・三ないし〇・四というデータも出ておるようになります。

○西中委員 反応を引き起こす輝石安山岩という石が含まれておるという話も聞いておるのですが、その点はどうですか。

○岡田説明員 アルカリ骨材反応につきましては十分な確認がなされておりません。現在調査をしておきたいと思うのです。

○西中委員 岡山以西の工事についてもお伺いをしておきたいと思うのです。

これはもう規制がなされておると思うのです。しかし、こういう大型の事業になりますと時期と

さへ、やはり途中で要請をせなければならぬことがあります。そこでやはりこれも将来的に心配な要素を含んでおる、こういうよう思います。

○西中委員 これはきよよちよと手違いで、おいでをいただからかたのですけれども、鉄建公団も多くのコンクリートをお使いでございますが、どの程度

海砂を使つておるか、運輸省なり国鉄の方でおわかりでしたら御答弁いただきたいのですが、わかれりでしょ。

○岡田説明員 東北新幹線と上越新幹線はほぼ同一時期に工事が始められておりますので、東北新幹線につきましては既にレディミクストコンクリートに関してJISもできているという後の状況でございまして、塩分についてはほとんど問題がない、海砂を仮に使っていてもほとんど問題がないという状況でございます。なお、上越新幹線の公団につきましても問い合わせをいたしました

ところですが、経過地も経過地であるということから、海砂あるいはその中に含まれている塩分についてほとんど問題がないといふふうに聞いております。

○西中委員 次は、日本道路公団と本四架橋公団にお尋ねをいたします。

○西中委員 高速道路の橋梁や高架橋、本四架橋などの建設をしております工事係員がプラントに参りまして、毎月一回でございますが、JASSの五あるいは塩分検査による方法を用いまして塩分の管理を行つておきましたので、同工事局におきましては四

して、海砂における塩分の除去につきまして積極的に取り組まれるよう要請をした事実がござります。

なお、この時点ですで塩分の管理をいたしておりました状況を見てみますと、大体のものが〇・〇五%以下の範囲にはおさまつてゐるという状況でございます。

○西中委員 やはり途中で要請をせなければならぬという状況があつたということですね。ですから、やはりこれも将来的に心配な要素を含んでおる、こういうよう思います。

○西中委員 これはきよよちよと手違いで、おいでをいただからかたのですけれども、鉄建公団も多くのコンクリートをお使いでございますが、どの程度

施工後供用いたしております区間につきまして施工を引きこもっておりまして、また施設も巡回その他で絶えず管理いたしておりますのが実態でございます。

○西中委員 以上でござります。

○高山参考人 本四公団の実情を申し上げます。

○西中委員 本四公団のコンクリートの構造物には海砂を使用しております。その海砂の塩分の規制値でござりますが、土木学会制定のコンクリート標準仕様書及びプレストレス・コンクリート標準仕様書によるところによると、私どもの

特記仕様書でその海砂を十分水洗いするようになりますが、土木学会制定のコンクリート標準仕様書及びプレストレス・コンクリート部材には

シラウニ方式のプレストレス・コンクリート部材には特記仕様書でその海砂を十分水洗いするようになりますが、土木学会制定のコンクリート標準仕様書及びプレストレス・コンクリート部材には

管理を十分に実施しておるところでござります。現在の構造物の状況でございますが、アルカリ骨材反応によると思われる損傷は全く発生しておりません。私どもの構造物の置かれている環境を考慮しましてコンクリート配合が決められておるわけございますが、そういう事情からいたしました。でも、当公園における構造物には今後ともアルカリ骨材反応が生ずる可能性は非常に少ないと私ども考えております。

なお、供用中の構造物につきましても今後十分点検してまいりたい、かよう考えております。

○西中委員 これからもまだ工事が続いていくわけございますので、十分な留意をいただきたいと思います。

いずれにしても、異常なひび割れ、これは早いものではコンクリートを打ちましてからわずか数年で出でております。きょうは遠方でございますのでおいでいただきおりませんけれども、阪神高速道路の例でいきましても、コンクリート打ちが昭和五十年に行われた、その後六、七年でひび割れが出ておる、こういう状況でござりますから、この公園にお聞きしましてもおつしやつてはしている、また規制値はこうだとおつしやつておつても、随所にこういうものが出てきておるというのが現状でござります。

海砂と同時にまたアルカリ骨材と、両方が反応が出来ますとなお相乗効果で破壊が早い、こういうことで私も心配をいたしております。とりわけ東日本よりも西日本にこの海砂の使用が非常に高い。例えば道路公園の場合近畿以西、これは八割に達するとか。

○北村参考人 詳細にはまだ調べておりませんけれども、後ほどまた御報告したいと思います。

○西中委員 あなたの方からいたいた資料の中でそうお聞きをしておるわけですがね。ですから、この問題は特に西日本を中心にお常に深刻であります。同時にまた東日本も良質の細骨材、砂利、砂、この河川の砂、砂利は

ほとんど枯渇をしておる。ですから、問題はこれから本格的に出てくるのではないかというふうに思います。

次に、建設省にお伺いします。コンクリート骨材として海砂を使用する場合は一応塩分の規制がなされておりますけれども、原料としての砂の段階での規制、これはわかるのですね。しかし、生コンの段階ではどうなつておるのか。コンクリー

トをつくる場合、言うまでもなく砂利や碎石、石、それにコンクリート、さらにはいわゆる混和剤を使用いたしますけれども、これは塩化カルシウム、塩化物が含まれてゐると思うのです。ですから、こうした海砂の塩分と混和剤の双方の塩化物、こういうものの合計量といふものになりますと、これはちょっととわからない、こういう現状で規制しようとするならば、やはりき上がつた生コンの段階でチェックをしなければ本当のことわからぬと私は思いますが、その点はいかがでございましょうか。

○岩井説明員 コンクリート中に含まれる塩分の規制の方法といたしましては、先生御指摘のとおり塩分が混入する原因となつてゐる海砂の塩分含有量そのものを規制するという方法と、生コンクリート中に含まれる塩分の総量を規制する方法と二つあるかと考えられます。現段階ではJISその他で規定されている海砂の塩分含有量による規制を実施しているところでございますが、土木構造物におきまして海砂使用による被害は現在のところ発生していないといふことがありますけれども、先生御指摘のような問題もありますので、生コンクリート中の塩分総量につきましてどうぞ

お尋ねください。それで規制値をどのようにするか、あるいは生コンの業界の首脳部が、これは無理なんだということはとてもかくとして、実態結果が出るかということはともかくとして、実態的に生コンの業界の首脳部が、これは無理なんだということを言つておる。これは言う方も言つておる。それはそれで意義のあることだと思うのです。

しかし、それだけに、今度は水を、コストの面からいってもこういう規制からいっても排出できない。だから、いろいろな規制値を設けておるけれども、実態的には一つの工場から出せる水の量などといふものは非常に限られておるというのが実情です。だからこそ、サンプルとしてどういう方法をどうするかといった、幾つかの検討課題がございまして、現在それらの基本的な問題につきまして研究を進めておるところでございます。今

ほんと枯渇をしておる。ですから、問題はこれから本格的に出てくるのではないかというふうに思います。

はまたその方法、これについて早くこの検討をしていただけ結果を出していただきたい、このように思います。

それから通産省にお伺いをしておきたいと思います。

今までいろいろお話を聞いて質疑を続けてまいりましたけれども、海砂の塩分を取り除くということは相当コストが高くつく、こういうことだと思ひます。海砂の塩分許容量〇・一%は何とか達成しよう、こういうよう事業界の方でも努力をされておると思うのですが、建設省の指導通達では〇・〇四%。こういうようになつておると思うのです。そうすると大変な水を使用して塩分を取り除かなければならぬ。コストの面でも問題がございまし、同時にまたその洗つた水の排水という点では、生コン工場等は水質汚濁防止法でいる特定施設の指定がなされておる。それからそれ以外に、各地方自治体では上乗せ条例がございます。さらにまた海砂の採取量が一番多い瀬戸内海、この沿岸では瀬戸内海環境保全特別措置法の規制を受ける。いわば二重、三重の縛りがかかる。それはそれで意義のあることだと思うのです。

しかし、それだけに、今度は水を、コストの面からいってもこういう規制からいっても排出できない。だから、いろいろな規制値を設けておるけれども、実態的には一つの工場から出せる水の量などといふものは非常に限られておるというのが実情です。だからこそ、サンプルとしてどういう規制値を設けておる。これは言う方も言つておる。それはそれで意義のあることだと思うのです。

しかし、それだけに、今度は水を、コストの面からいってもこういう規制からいっても排出できない。だから、いろいろな規制値を設けておるけれども、実態的には一つの工場から出せる水の量などといふものは非常に限られておるというのが実情です。だからこそ、サンプルとしてどういう規制値を設けておる。これは言う方も言つておる。それはそれで意義のあることだと思うのです。

それから、環境規制との問題でございますが、海砂を採取している船上での除塩については特に規制等も問題がないのじやないかと考えておりますが、一度陸揚げしましてあるいは生コン業者が非常に低速しておりますので、一割を占めるといふことは、砂利産業にとっては非常に大きな負担となつてゐることは事実でござります。

それから、環境規制との問題でございますが、海砂を採取している船上での除塩については特に規制等も問題がないのじやないかと考えておりますが、一度陸揚げしましてあるいは生コン業者が除塩する場合には、水質汚濁防止法によつて浮遊物質、SSと言われておりますが、ここに排出濃度を決めておられますので、必要な場合には公害防止処理施設を設けないといかぬということになります。

いずれにしましても、海砂の重要性は今後非常に重要になつてしまつておりますので、海砂の除塩、こうしたことについては非常に重要な問題でござりますので、現在、砂利業界あるいは生コン業界におきましてこの除塩に一生懸命取り組んでおりますし、私どもも努力してまいつて、あるいは指導してまいりたいと考えております。いずれにしましても、通産省としましては、除塩処理

方法、いわゆる適切な除塩法、どういうシステムでやればいいかということは真剣に考えなければいかぬかと思って、今後取り組んでいきたいと考えております。

最後に生コンの品質の問題でございますが、先ほどからお話をありますようにJISで規格が定められております。生コン業界には現在、中小企業近代化促進法という法律に基づきまして構造改善をやっております。そういう事業の中で工業組合ごとに品質管理監査制度とすることでお互いにチェックし合うという制度を設けまして、品質の安定、向上に努めてまいっております。私どもこういう構造改善事業を進める中でこういう品質の安定というものの徹底を指導してまいりたいと思つております。

○西中委員 大臣、極めて技術的な問題で恐縮なんですが、少なくとも運輸省関連の公共事業といふものは大変な量のコンクリートを使つておるわけでございます。そして先ほどの質疑からおわかりいただけたと思いますけれども、この問題については実態調査も十分行われておらないし、今始めたところだとかいうようなことが多いし、同時に今のお話をのように除塩技術、こういうものもまだ進んでおらないし、それからコンクリート破壊のメカ、ある程度、先ほどから話をいたしておりますように、究明はされておりますけれども、これはまだまだやらなきやならぬ問題だらうと思うのです。

膨大な範囲にわたります国鉄沿線、そして建設省の管轄になりますけれども高速道路、その他空港、港湾、いずれにしてもこれの安全性という点から考えますと、ぱらぱらコンクリートが落ちてくるというような事態が始まつたときにはもう大変なことになるわけでございまして、現にそういうことだけがなさつた方も今まで事故として報告をされておるわけです。ですから私は、技術を担当される皆さん方はそれなりに誇りを持つておられるからいいかげんだとは言わないで。そしてまた、日本の技術も進んでおるから、海外から

も評価をされていることもよく知つております。しかし、だからといってこの問題を放置しておきませんと、事が重大な事態に至つたときに責任は強えております。

最後に、腐食をし、また破壊をされたコンクリート、鉄筋が腐食する、強度が落ちる、こううときに果たして高速公路や新幹線が安全なのかという、人命尊重の上からもこれはやはり深刻に取り組んでいたただく、それだけでは進まないとと思うのでしたが、今申し上げましたように、各省庁にわたっておるわけでございまして、非常に幅の広い所管にまたがつておりますから、運輸大臣一人で運輸省だけのことをやつていたただく、それだけでは進まないとと思うのです。したがいまして、政府としてもこれは今のようにしつかり取り組む体制を各省庁にわたつてやが、伺つておきたいと思います。

○細田国務大臣 西中先生の非常に真摯な新しい重大な問題の提起に対して、心から敬意を表します。私は思うのですけれども、その点いかがお考えですか、伺つておきたいと思います。

今、御質問の中にもありましたように、非常に広範多岐にわたつておる問題でございますし、日本のような四辺海に囲まれているところでは、問題がよその国と違つて重大な問題であろうかと思ふのでござります。

これはどういう仕組みがいいのかわかりませんが、政府が挙げてこれに取り組まなければならぬ問題でございます。私もかかるべき機会に建設大臣——建設大臣は同じ役所にもおるわけでございまますし、建設大臣あるいはさらに通産大臣ともよく相談し、あるいは科学技術庁長官も御参加を願ふべくお話し合つてみたい、かように考えておる次第でございます。

○西中委員 非常に力強いお言葉で、本当にしっかりとお取り組みをいただきたいと思います。

そこで、当面少なくとも公共事業、これは貴重な税金を投入するわけでありますから、後々我々

の子孫にツケを回さないという意味において、資源は枯渢しておるのでされども、できる限り良質な川砂、砂利そして碎石、こういうものを優先的に使う。そしてそれもきちっと規制を守らせるようにする、こういう方向で公共事業の建設はやつていのがいいのじやないか。例えば、民間の建物でござりますと損害賠償とか欠陥建物だからといつてそれなりの法的な争いもできるでしようけれども、公共事業はそういうわけにいかないです。

したがいまして、そういうような方向で当面はやつていくということが大事じゃないか、こう思うのですけれども、通産省はどうお考えでしようか。○松井説明員 先生のおっしゃるようなこと、海砂の除塩問題というのは非常に大切でございますので、通産省としても砂利業界あるいは生コン業界を品質のいいもの責を負うべきであります。それよりもまず、先ほどから申し上げておりますように法の規制の上からいくとコストが非常に高くつくわけです。しかも、水質汚濁防止法であるとか瀬戸内海の規制であるとか、こういった問題が重なつておるわけです。現実問題としては、幾ら規制をしてもそれが守られる状況にないということがあります。ですから、できる限り良質のものを使うよう、海砂でもとかくいけばいいんだ、海からとつてくれればいいんだといふような安易なことはなくて、やはり良質な川砂さらには山砂、こういうものを中心にし、なお足らざる分は海砂でやさざるを得ない、こういうことで当面の対策は、いろいろこれからやつていただきかなればならない問題がいっぱいあるのですから、そういう方向でやつていく方がいいんじやないかという意味で聞いておるわけです。どうでしようか。

○松井説明員 私も細骨材の資源の分布といふものについて調べたことはございませんが、一般に西日本の方は地質的というか地理的な面で

細骨材の河川砂利といふものはほとんど少のうございますので、どうしても海砂利、海砂といふものが使わざるを得なくなつていくんじやないかと私は認識しております。そういう意味で私の方には認識しております。そのためには砂利業界がそういう除塩というものの認識を持っていただけます。海砂は問題がないような除塩をしたものを使わざるを得なくなりますと、それで、それをきちっと規制を守らせるようになります。そしてそれもきちっと規制を守らせるようになります。鳥取、次いで岡山、広島、北海道、東京、そして沖縄と大変な広がりを持つてきておるわけでござります。したがいまして、こういう骨材が安全かどうか、将来簡単に破碎されるようなことがないかどうかというテストの方法も開発をしていかなければならぬでしようし、それからとりわけ今補修をしておるところ、これはいろいろな方法があるし、またやられておるようでございますけれども

も、果たしてその効用はどうなのかということに大きな疑問がある。こういった問題を各関係の皆さん方でひとつどんどんとやつていただきなければならぬと思うのです。

次の問題ですけれども、高速道路の整備状況は、日本の場合、目標に対しまして三〇%，これから七千キロを建設したいという計画があるわけありますけれども、こういうようにぼろぼろ破壊されてくると当然維持修繕費がかさんでくるだらうと思います。道路関係の総事業費に占める補修費の割合は二〇%というふうにお聞きをいたしておりますが、これから五年、十年、二十年、この塩害やアルカリ骨材反応の補修が加わってくるとなつたならばその費用は非常に大きく膨らんでくるだろう、無視できない状況にならうかと思います。その点で、高速道路やまた新規の道路建設という点では大きなネックになるのはなからうかと私は予測をいたしておるのですが、建設省、どういう御意見をお持ちか、お伺いをしておきたいと思います。

○上條説明員 有料道路事業につきましては、建設

といふ点では大きなネックになるのではなからうかと私は予測をいたしておるのですが、建設省、どういう御意見をお持ちか、お伺いをしておきたいと思います。

○上條説明員 有料道路事業につきましては、建設に要した費用、それからその利息、供用中の維持管理費、これが支出でございますけれども、この支出を料金收入で一定の期間内で賄うというのが制度でござりますけれども、先生御指摘の維持管理につきましては、小さなうちに芽をつぶすといふことで日々点検に努めておりまして、そういう御指摘のような事態にならないよう努力しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○西中委員 時間も参りましたので以上で質問を

終わりますけれども、何と申しましても本来ですと六十なりまた百年なり大体それくらいはものだらうなというのが一般的の理解だらうと思います。現に百年たつてもびくともしない建造物もある反面に、今申し上げましたように六年、七年で破碎されておるというような建造物も出でてきた、金、そしてむだな出費を抑える意味においても、また実際頭の上にこういう建造物がいっぱいある

める施設において第二条第一項第二号又は第四号に掲げる行為を運輸省令で定めるところにより自らの統括管理の下において行つたと「船内荷役事業等」を「港湾荷役事業等」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「船内荷役事業等」を「港湾荷役事業等」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

第十六条第三項中「第五号」を「第四号」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

第三十二条の三第三項中「船内荷役事業等」を「港湾荷役事業等」に改める。第三十四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十四条の二中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十五条及び第三十七条规定中「左の」を「次の」と、「三万円」を「十万円」に改める。

（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
2 この法律の施行の際現に改正前の港湾運送事業法(以下「旧法」という)第四条第一項の規定による船内荷役事業又は沿岸荷役事業の免許を受けている者は、この法律の施行の日から六月間(次項の規定による届出をしたときは、その届出をした日までの間)は、改正後の港湾運送事業法(以下「新法」という)第四条第一項の規定による港湾荷役事業の免許を受けないでも、当該事業を従前の例により引き続き営むことができる。

3 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月を経過する日までに、運輸省令で定めるところにより、当該事業を従前の事業の範囲内で引き続き営む旨を地方運輸局長(海運監理部

長を含む)に届け出たときは、新法第四条第一項の規定による港湾荷役事業の免許を同条第二項の規定により従前の事業の範囲に限定され受けたものとみなす。

4 旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によりした処分、手続その他の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、

とされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、

とされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、

とされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、

とされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、

とされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、

とされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、

（港湾労働法の一部改正）

6 港湾労働法(昭和四十年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

7 第二条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「第五号」を「第四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「田口」を「田々」と、「こえて」を「超えて」に改める。

（港湾労働法の一部改正に伴う経過措置）  
8 附則第二項の規定により従前の例によることとされた船内荷役事業又は沿岸荷役事業を営む者については、これらの者を前項の規定による改正後の港湾労働法第二条第三号に規定する事業主とみなして同法の規定を適用する。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

める。

(登録免許税法の一部改正)

11 (登録免許税法の一部改正)  
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

12 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

13 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

14 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

15 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

16 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

17 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

18 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

19 (地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

20



昭和五十九年五月二十一日印刷

昭和五十九年五月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局